

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和8年8月20日(木) 午前10時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

第1 議案第40号 教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

第2 議案第41号 墨田区立学校施設使用条例施行規則の一部改正について

第3 議案第42号 第7期東京都いじめ問題対策委員会での墨田区教育委員会教育長の事務従事に係る許可について

第4 議案第43号 公益財団法人東京都学校給食会での墨田区教育委員会教育長の事務従事に係る許可について

第5 議案第44号 令和8年度東京都教員育成協議会での墨田区教育委員会教育長の事務従事に係る許可について

第6 議案第45号 令和9年度特別支援学級用教科用図書採択について

報告事項

第1 教育課題の進捗状況について(資料1)

議案第41号

墨田区立学校施設使用条例施行規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和8年8月20日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

墨田区立学校施設使用条例の一部改正及び学校施設開放予約システムの導入に伴い、学校施設の貸出しに係る使用時間の区分を改めるほか、学校施設の使用に係る手続等について改める必要がある。

墨田区立学校施設使用条例施行規則の一部改正について

1 理由

墨田区立学校施設使用条例の一部改正及び学校施設開放予約システムの導入に伴い、学校施設の貸出しに係る使用時間の区分を改めるほか、学校施設の使用に係る手続等について改める必要がある。

2 改正の概要

(1) 手続に係る規定の改正

学校施設開放予約システムの導入に伴い、各種申請手続に係る規定を、アナログとデジタルのいずれの方法にも対応することができるよう、手法を特定しない包括的な表現に改める。

(2) 申請期間等の変更

区 分	現 行		改 正 後
使用申請	団体	使用しようとする日の属する月の <u>2か月前の1日から</u> 使用しようとする日の <u>前日</u> まで	使用しようとする日の属する月の <u>2か月前の11日から</u> 使用しようとする日の <u>8日前</u> まで
	個人	使用しようとする日の属する月の <u>1か月前の1日から</u> 使用しようとする日の <u>前日</u> まで	
	区民外		使用しようとする日の属する月の <u>1か月前の1日から</u> 使用しようとする日の <u>8日前</u> まで
使用料の返還申請（全額返還）	使用日まで		使用日の7日前まで

(3) 権限の整理

教育委員会と教育長の権限について、事案の内容に応じて整理するとともに、使用の承認に際して得ることとしている副校長の同意を、社会教育法の規定にあわせて校長への意見聴取とする。

(4) 使用料の支払方法の明確化

学校施設開放予約システムの導入により、使用料の支払方法について、クレジットカード決済、コンビニ決済等が加わることに伴い、例示として規定する。

(5) 使用承認の変更の手続を廃止する。

(6) 学校施設の貸出しに係る使用時間の区分を改める。

(7) 上記(1)の改正に伴い、各種様式を廃止する。

3 改正文（新旧対照表）

別紙のとおり

4 施行期日等

令和9年2月1日。ただし、学校の施設の使用に係る必要な手続等は、施行日前においても行うことができることとする。

墨田区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則
 墨田区立学校施設使用条例施行規則（平成13年墨田区教育委員会規則第23号）
 の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（登録） 第2条 学校の施設（付則を除き、以下「施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ<u>その者に関する情報の登録について、墨田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請し、その承認を受けなければならない。</u> 2 前項の登録について必要な事項は、<u>墨田区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。</u> （使用の申請） 第4条 第2条第1項の規定による承認を受けた前条第1号及び第2号の者が、施設を使用しようとするときは、使用しようとする日の属する月の2か月前の<u>11日から、前条第3号の者が、施設を使用しようとするときは、使用しようとする日の属する月の1か月前の1日から使用しようとする日の8日前（以下この条において「申請期間」という。）までに、施設の使用申請をしなければならない。ただし、申請期間については、教育長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</u>	〔同左〕 第2条 学校の施設（付則を除き、以下「施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ<u>墨田区立学校施設利用登録申請書兼変更届（第1号様式）により、墨田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請し、その承認を受けなければならない。</u> 2 <u>教育委員会は、前項の申請により、登録を承認するときは、墨田区立学校施設利用団体登録証（第2号様式）を交付するものとする。</u> 3 <u>第1項の登録について必要な事項は、教育長が別に定める。</u> 〔同左〕 第4条 第2条第2項により登録証の交付を受けた前条第1号の者が、施設を使用しようとするときは、使用しようとする日の属する月の2か月前の<u>1日から、前条第1号以外のものが、施設を使用しようとするときは、使用しようとする日の属する月の1か月前の1日から使用しようとする日の前日（以下「申請期間」という。）までに学校施設使用申請書兼使用料減免申請書（第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</u> 2 前項に定める申請期間は、当該申請期間から次の各号に定める日を除くものとする。<u>ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u> (1) <u>学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条第1号から第3号までに定める日</u> (2) <u>墨田区立小中学校の管理運営に関す</u>

(使用の承認)

第5条 〔略〕

2 教育委員会は、使用の承認に際し、当該学校の校長の意見を聴かなければならない。

3 教育委員会は、使用の承認をしたときは、使用料の納付後、当該承認の旨を通知する。

(使用料)

第6条 〔略〕

2 前条の規定により施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用料の額を次の各号に掲げる方法により、教育長が別に定める期限までに納付しなければならない。

(1) 納入通知書

(2) クレジットカード等を利用してインターネット上で行う決済その他教育長が別に定める方法

(使用料の減免)

第7条 〔略〕

2 前項に定めるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

3 条例第4条第2項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第4条の規定による申請と併せて、その理由を付して申請しなければならない。

(使用料の返還)

第8条 条例第5条ただし書の規定により使用料を返還することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

る規則(昭和53年墨田区教育委員会規則第6号)第3条第1項第2号に定める開校記念日及び都民の日条例(昭和27年東京都条例第75号)の規定する日

(3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで（以下「年末年始」という。）

(4) その他教育委員会が定める日

〔同左〕

第5条 〔略〕

2 教育委員会は、使用の承認に際し、学校施設使用同意書（第4号様式）により当該学校の副校長の同意を得なければならない。

3 教育委員会は、使用の承認をしたときは、学校施設使用承認書（第5号様式）を交付する。

〔同左〕

第6条 〔略〕

2 前条の規定により施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用料の額を次の各号に掲げる方法により、教育委員会が定める期限までに納付しなければならない。

(1) 納入通知書（第6号様式）による。

(2) その他教育委員会が別に定める方法による。

〔同左〕

第7条 〔略〕

2 前項に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

〔新設〕

〔同左〕

第8条 〔同左〕

(1) 〔略〕

(2) 使用日の7日前までに使用の承認の取消しを申し出て、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。 全額

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。 教育委員会が相当であると認める額

2 使用料の返還を受けようとする者は、教育長が別に定める方法により申請しなければならない。

3 前項の規定により申請を行う者が第6条第2項第2号に掲げる方法で使用料を納付した場合にあっては、当該方法により使用料を返還する。ただし、やむを得ない事由により当該方法による使用料の返還を行えない場合は、教育長が別に定める方法により返還を行うことができる。

(使用させない日)

第11条 施設を使用させない日は、1月1日から同月3日及び12月29日から同月31日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時的に使用させない日を定めることができる。

(特別の設備等)

第12条 条例第7条の規定により施設に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備以外のものを使用しようとする

(1) 〔略〕

(2) 使用日までに使用の取消しを申し出て、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。 全額

(3) 使用日までに使用の変更を申し出て、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。 変更前の使用料の額から変更後の使用料の額を差し引いた額

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。 全額

2 使用料の返還を受けようとする者は、学校施設使用料返還申請書(第7号様式)その他必要な書類を教育委員会に提出しなければならない。

〔新設〕

3 教育委員会は、使用料の返還が適当であると認めるときは、学校施設使用料返還通知書(第8号様式)を交付し、使用料を返還する。

4 前項の規定により使用料を返還したときは、教育委員会は当該学校の副校長に学校施設使用料返還報告書(第9号様式)を提出する。

〔同左〕

第11条 施設を使用させない日は、年々年始とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時的に使用させない日を定めることができる。

〔同左〕

第12条 条例第7条の規定により施設に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備以外のものを使用しようとする

る者は、第4条の規定による申請に際し、仕様書又は図面を教育委員会に提出しなければならない。

(使用の取消し)

第13条 使用者が使用の承認の取消しを受けようとするときは、教育委員会に申請しなければならない。

付 則

1～3 〔略〕

4 第3項に規定する施設の使用を承認する場合においては、第5条第2項の規定は適用しない。

別表 〔別紙1のとおり〕

る者は、使用申請書にその旨を記載し、仕様書又は図面を添付して教育委員会に提出しなければならない。

(使用の変更又は取消し)

第13条 使用者が使用の変更又は取消しを受けようとするときは、学校施設使用変更・取消申請書(第10号様式)を教育委員会に提出しなければならない

2 教育委員会は、使用の変更又は取消しの承認に際し、学校施設使用変更・取消同意書(第11号様式)により当該学校の副校長の同意を得なければならない。

3 教育委員会は、使用の変更又は取消しの承認をしたときは、学校施設使用変更・取消通知書(第12号様式)を交付する。

4 条例第8条の規定による使用承認の取消しは、学校施設使用変更・取消通知書を交付して行うものとする。

〔同左〕

1～3 〔略〕

4 区又は区の機関が主催又は共催で前項の施設を使用する場合その他教育委員会が特別の理由があると認める場合における申請期間については、第2条の規定は適用しない。

5 第3項に規定する施設の使用を承認する場合においては、第3条第2項の規定は適用しない。

別表 〔別紙1のとおり〕

第1号様式 〔別紙2のとおり〕

第2号様式 〔別紙3のとおり〕

第3号様式 〔別紙4のとおり〕

第4号様式 〔別紙5のとおり〕

第5号様式 〔別紙6のとおり〕

第6号様式 〔別紙7のとおり〕

第7号様式 〔別紙8のとおり〕

第8号様式 〔別紙9のとおり〕

第9号様式 〔別紙10のとおり〕

第10号様式 〔別紙11のとおり〕

第11号様式 〔別紙12のとおり〕

第12号様式 〔別紙13のとおり〕

付 則

- 1 この規則は、令和9年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行日以後の学校の施設の使用に係る必要な手続、使用料の徴収その他の準備行為は、同日前においても、この規則による改正後の墨田区立学校施設使用条例施行規則の規定の例により行うことができる。

【別紙 1】

改 正 後

別表

区 分		使用料（1時間につき）	
		昼 間	夜 間
		午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
屋内運動場	区民	330円	520円
	少年団体	50円	50円
教室（1教室につき）	区民	80円	170円
	少年団体	0円	0円
校庭	区民	200円	340円
	少年団体	50円	50円
集会施設	大	区民	1,020円
		少年団体	0円
	小	区民	200円
		少年団体	0円
柔道場	区民	440円	560円
	少年団体	50円	50円
剣道場	区民	440円	560円
	少年団体	50円	50円

備考

1～3 〔略〕

4 教育委員会が特に必要と認めた施設については、午後9時から午後10時までを使用承認時間とすることができる。この場合の使用料の額は、「夜間」の使用料の額とする。

5 〔略〕

改 正 前

別表

区 分		使用料						
		午前	午後1	午後2	午後3	午後4	夜間1	夜間2
		午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後4時から午後6時まで	午後5時から午後7時まで	午後6時から午後9時まで	午後7時から午後9時まで
屋内運動場	区民	990円	990円	990円	660円	850円	1,560円	1,040円
	少年団体	150円	150円	150円	100円	100円	150円	100円
教室（1教室につき）	区民	240円	240円	240円	160円	250円	510円	340円
	少年団体	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
校庭	区民	600円	600円	600円	400円	540円	1,020円	680円
	少年団体	150円	150円	150円	100円	100円	150円	100円
集会施設	大	区民	3,060円	3,060円	3,060円	2,040円	2,180円	3,480円
		少年団体	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	小	区民	600円	600円	600円	430円	690円	460円
		少年団体	0円	0円	0円	0円	0円	0円
柔道場	区民	1,320円	1,320円	1,320円	880円	1,000円	1,680円	1,120円
	少年団体	150円	150円	150円	100円	100円	150円	100円
剣道場	区民	1,320円	1,320円	1,320円	880円	1,000円	1,680円	1,120円
	少年団体	150円	150円	150円	100円	100円	150円	100円

備考

1～3 〔略〕

4 教育委員会が特に必要と認めた施設については、午後9時から午後10時までを使用承認時間とすることができる。この場合の使用料の額は、「夜間2」の使用料の額とする。

5 〔略〕

第1号様式

墨田区立学校施設利用登録申請書兼変更届
(新 規 ・ 変 更 ・ 廃 止)

墨田区教育委員会 宛

年 月 日

*新規の登録、又は構成員の変更は、名簿を必ず提出してください。

登録区分 (該当に○)		団体	個人	区民外 (団体及び個人)
フリガナ				
団体名				
主な活動目的				
代 表 者	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年 月 日		
	住所	丁目 番 号 (マンション・アパート名)		
	電話	自宅 () 携帯 ()		
	メールアドレス (希望する方のみ記入)	区からの緊急の連絡について、メールの連絡をご希望する方はご記入ください。		
	*在勤	勤務先名		
		勤務先所在地	墨田区	丁目 番 号
		電話番号(勤務先)	()	
	*在学	学校名		
学校所在地		墨田区	丁目 番 号	
電話番号(学校)		()		
登録番号 (変更・廃止の場合)				
構成員の変更 (変更の場合)		あり ・ なし		

代 表 者 以 外 の 連 絡 先	フリガナ			
	氏名			
	住所	丁目 番 号		
	電話	自宅 () 携帯 ()		
	メールアドレス (希望する方のみ記入)	区からの緊急の連絡について、メールの連絡をご希望する方はご記入ください。		

上記の内容について相違ありません。

申請書提出者名

教育委員会確認欄

☐運転免許証 ☐保険証 ☐社員証 ☐学生証 ☐その他()

(A4)

第1号様式(裏面)

団体名 () 墨田区立学校施設利用名簿			
年 月 日			
No.	氏名	住所	区分 該当に○をし、 在勤・在学は名称を記入 在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
1			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
2			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
3			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
4			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
5			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
6			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
7			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
8			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
9			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
10			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
11			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
12			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
13			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
14			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
15			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
16			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
17			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
18			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
計	名	在住 ・ 在勤 ・ 在学合計	名

第 2 号様式

墨田区学校施設利用登録証

登録番号	
区分	
団体名又は氏名	
代表者氏名	

上記は墨田区立学校施設使用条例施行規則に定める登録を行って
いることを証する。(有効期間 登録日から 2 年間)

年 月 日 墨田区教育委員会 印

縦 55 ミリメートル
横 86 ミリメートル

第 2 号様式 (裏面)

注 意 事 項

- 1 墨田区立学校施設利用登録証は、墨田区立学校の施設や設備を利用申請する場合に必要です。
- 2 この墨田区立学校施設利用登録証を第三者に譲渡、貸与等することはできません。
- 3 墨田区立学校施設利用登録証の記載内容に変更が生じた場合は速やかに届け出てください。
- 4 墨田区立学校施設利用登録証を紛失し、又は盗難にあった場合は、速やかに届け出てください。
- 5 この墨田区立学校施設利用登録証の有効期限は登録日から 2 年間です。

墨田区教育委員会事務局
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号
電話 03-5608-6497

第3号様式

学校施設使用申請書
兼使用料減免申請書

墨田区教育委員会 宛

申請年月日	年 月 日				
団 体 名	登録番号				☐ 登録証確認
申 請 者	住所				
	氏名		連絡先(電話)		
使用学校名	墨田区立 学校				
使用施設	☐ 校庭 ☐ 体育館(屋内運動場) ☐ 柔・剣道場 ☐ 普通教室 ☐ 図書館 ☐ 音楽室 ☐ 会議室 ☐ 寺島中学校1階集会所 ☐ 寺島中学校2階小集会所(会議室) ☐ その他()				
使用目的					
使用料の減免理由	☐ 区又は区の機関 ☐ 官公署 ☐ PTA、町会、青少年育成委員会等 ☐ 社会教育関係団体 ☐ その他()				
使用日	使用人数	使用時間	時間区分 ※	使用料	確認欄
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
				計 円	
				受 付	副校長

※時間区分

午前	午後1	午後2	午後3	午後4	夜間1	夜間2
9:00~ 12:00	12:00~ 15:00	15:00~ 18:00	16:00~ 18:00	17:00~ 19:00	18:00~ 21:00	19:00~ 21:00

備考

太線の枠内を記入してください。□は該当するものにレをつけてください。

1枚の申請書で申し込みができるのは1か月分のみです。記入欄が不足する場合には、新しい申請書を使用してください。

学校施設利用登録団体や社会教育関係団体が申請する場合は、必ず登録証を提示してください。

(A4)

第4号様式

学校施設使用同意書

墨田区教育委員会 宛

申請年月日	年 月 日				
団 体 名	登録番号				☐ 登録証確認
申 請 者	住所				
	氏名		連絡先(電話)		
使用学校名	墨田区立 学校				
使 用 施 設	☐ 校庭 ☐ 体育館(屋内運動場) ☐ 柔・剣道場 ☐ 普通教室 ☐ 図書館 ☐ 音楽室 ☐ 会議室 ☐ 寺島中学校1階集会所 ☐ 寺島中学校2階小集会所(会議室) ☐ その他()				
使 用 目 的					
使 用 料 の 減 免 理 由	☐ 区又は区の機関 ☐ 官公署 ☐ PTA、町会、青少年育成委員会等 ☐ 社会教育関係団体 ☐ その他()				
使 用 日	使用人数	使用時間	時間区分	使用料	確認欄
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
				計	円

上記の使用について、異議ありません。

副校長

第5号様式

学校施設使用承認書

墨田区教育委員会 宛

申請年月日	年 月 日				
団 体 名	登録番号				☐ 登録証確認
申 請 者	住所				
	氏名		連絡先(電話)		
使用学校名	墨田区立 学校				
使 用 施 設	☐ 校 庭 ☐ 体育館(屋内運動場) ☐ 柔・剣道場 ☐ 普通教室 ☐ 図書館 ☐ 音楽室 ☐ 会議室 ☐ 寺島中学校1階集会所 ☐ 寺島中学校2階小集会所(会議室) ☐ その他()				
使 用 目 的					
使 用 料 の 減 免 理 由	☐ 区又は区の機関 ☐ 官公署 ☐ PTA、町会、青少年育成委員会等 ☐ 社会教育関係団体 ☐ その他()				
使 用 日	使用人数	使用時間	時間区分	使用料	確認欄
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
月 日()	人	:00 ~ :00	☐ 午前 ☐ 午後1 ☐ 午後2 ☐ 午後3 ☐ 午後4 ☐ 夜間1 ☐ 夜間2	円	
				計	円

上記のとおり承認します。

年 月 日

墨田区教育委員会 印

使用上の
注意

第6号様式

No _____

納入通知書兼
領収証書

14

郵便振替口座											
加 入 者		墨田区会計管理者						年度			
会計											
款											
項											
目											
節											
細節											
金 額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納 入 者 住 所 氏 名											
上記の金額を納付してください。 年 月 日 発 行 者 墨田区長 職 氏 名 印 納付目的 学校施設使用料 年 月 分 納付期限 年 月 日まで 納付場所 墨田区指定金融機関 墨田区公金収納取扱店 東京都、山梨県及び関東各県所 在の郵便局											
											上記の金額を領 収しました。
											領収日付印
コード付課(係)名											

学校施設使用料返還申請書

年 月 日

下記のとおり使用料の返還を申請します。

申請者	住所
団体名	氏名 ㊦ 連絡先(電話)
学校名	登録番号
施設名	墨田区立 学校
	☐ 校庭 ☐ 体育館(屋内運動場) ☐ 柔・剣道場 ☐ 普通教室 ☐ 図書室 ☐ 音楽室 ☐ 会議室 ☐ 寺島中学校1階集会室 ☐ 寺島中学校2階集会室 ☐ その他()
返還金額 請求額	円
申請番号	号
備考	

□は該当するものにレをつけてください。
この申請書に押印した印鑑を持参してください。

第8号様式

学校施設使用料返還通知書

様
年 月 日

墨田区教育委員会 印

下記のとおり使用料を返還いたします。

記

申請者	住所
	氏名 連絡先(電話)
団体名	登録番号
学校名	墨田区立 学校
施設名	☐ 校庭 ☐ 体育館(屋内運動場) ☐ 柔・剣道場 ☐ 普通教室 ☐ 図書室 ☐ 音楽室 ☐ 会議室 ☐ 寺島中学校1階集会室 ☐ 寺島中学校2階集会室 ☐ その他()
返還金額	円
申請番号	号
備考	

学校施設使用料返還領収書

円

上記の金額を領収しました。

年 月 日

墨田区教育委員会
庶務課長 様

住所
氏名



(A4)

第9号様式

学校施設使用料返還報告書

学校長 様

墨田区教育委員会 印

下記のとおり 年 月 日に使用料を返還したので報告します。

記

申 請 者	住所
	氏名 連絡先(電話)
団 体 名	登録番号
学 校 名	墨田区立 学校
施 設 名	☐ 校庭 ☐ 体育館(屋内運動場) ☐ 柔・剣道場 ☐ 普通教室 ☐ 図書室 ☐ 音楽室 ☐ 会議室 ☐ 寺島中学校1階集会室 ☐ 寺島中学校2階集会室 ☐ その他()
返 還 金 額	円
申 請 番 号	号
備 考	

学校施設使用変更・取消申請書

年 月 日

記

□は該当するものにレをつけてください。
変更内容は該当する項目について記入してください。
取消しの場合は備考欄に内容を記入してください。
使用料の返還を伴う場合は、学校施設使用料返還申請書も提出してください。

(A 4)

学校施設使用変更・取消同意書

副校長 印

記

申請者	住所	
	氏名	連絡先(電話)
団体名	登録番号	
学校名	墨田区立	学校
施設名	☐ 校庭 ☐ 体育館(屋内運動場) ☐ 柔・剣道場	
	☐ 普通教室 ☐ 図書室 ☐ 音楽室 ☐ 会議室	
	☐ 寺島中学校1階集会室 ☐ 寺島中学校2階集会室	
	☐ その他()	
変更又は取消しの理由		
変更項目	変 更 前	変 更 後
使用日 及び 使用時間		
使用料		
申請番号	号	
備考		

学校施設使用変更・取消通知書

墨田区教育委員会 印

記

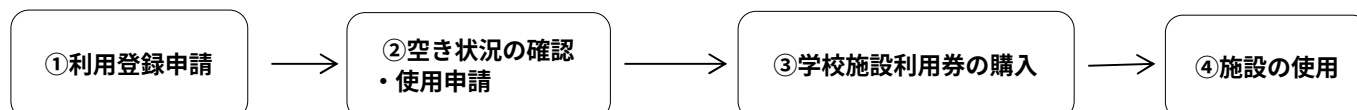
申請者	住所	
	氏名	連絡先(電話)
団体名	登録番号	
学校名	墨田区立	学校
施設名	☐ 校庭 ☐ 体育館(屋内運動場) ☐ 柔・剣道場 ☐ 普通教室 ☐ 図書室 ☐ 音楽室 ☐ 会議室 ☐ 寺島中学校1階集会室 ☐ 寺島中学校2階集会室 ☐ その他()	
変更又は取消しの理由		
変更項目	変 更 前	変 更 後
使用日及び使用時間		
使用料		
申請番号	号	
備考		

学校施設開放予約システムの導入（概要）

1 目的

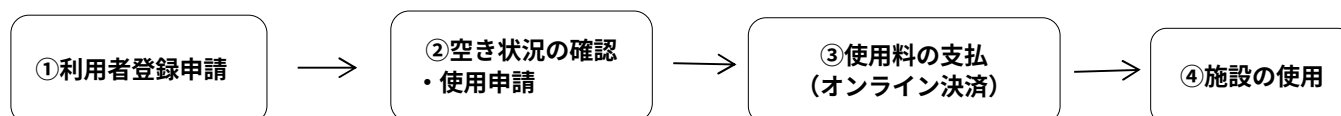
学校施設の使用に係る予約管理方法については、従来の紙の申請書によるアナログ管理から、「学校施設開放予約システム」による運用方法へ変更することで、利用者の利便性の向上や教職員の負担軽減を図る。

2 施設使用までの流れ（現行）



- ① 区役所に直接来庁して利用登録申請及び登録証の受取り（原則2回来庁）
- ② 事前に各学校に電話で空き状況を確認し、直接来校して申請書を提出（旧学校は庶務課）
- ③ 事前に利用券（セブンチケット）を購入
- ④ 使用当日に現地で利用券を提出し、施設使用

3 施設使用までの流れ（システム導入後）



- ① ウェブサイト上で電子による利用登録申請
- ② ウェブサイト上で空き状況を確認し、電子で使用申請
- ③ 使用料のオンライン決済
- ④ 使用当日に現地で使用承認画面を提示し、施設使用

4 システム導入におけるメリット

（1）予約手続の簡素化・見える化

利用者登録、使用申請、支払が全てオンラインで可能になる。

（2）使用区分の変更

これまでの「区分貸し」から「時間貸し」に変更することで、使用状況に即した料金の支払が可能になる。

（3）抽選機能の導入

学校などの定期使用者以外の者について、抽選機能を用いることにより、新規団体も使用しやすくなる。

（4）使用料の支払

オンライン決済によりスムーズに支払手続ができる。

5 システム導入スケジュール

令和8年 9月15日～ システムでの利用者登録開始

12月1日～ システムでの申請・承認の開始（令和9年2月使用分）

令和9年 2月1日～ システムで承認した施設の使用開始

議案第42号

第7期東京都いじめ問題対策委員会での墨田区教育委員会教育長の
事務従事に係る許可について

上記の議案を提出する。

令和8年8月20日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり許可する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定に基づき、本区教育委員会教育長が報酬を得て事務従事することについて、教育委員会の許可を受ける必要がある。

第7期東京都いじめ問題対策委員会での墨田区教育委員会教育長の
の事務従事に係る許可について

1 理由

本区教育委員会教育長は、第7期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（東京都主催）の委員として令和8年8月1日から令和10年7月31日まで委嘱されており、その間に年3回程度会議が開催される予定である。

委員として会議に出席するに当たり、本会議の支払基準に基づき報酬を得て事務従事することから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第11条第7項に基づき、教育委員会の許可を受ける必要がある。

2 従事内容等について

(1) 出席する会議名

第7期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（東京都主催）

(2) 開催回数

委嘱期間内に年3回程度開催予定

(3) 従事内容

本会議に委員として出席予定

(4) 報酬額

日額24,300円

【参考：根拠条文】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第11条

7 教育長は、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

議案第43号

公益財団法人東京都学校給食会での墨田区教育委員会教育長の
事務従事に係る許可について

上記の議案を提出する。

令和8年8月20日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり許可する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定に基づき、本区教育委員会教育長が報酬を得て事務従事することについて、教育委員会の許可を受ける必要がある。

公益財団法人東京都学校給食会での墨田区教育委員会教育長の 事務従事に係る許可について

1 理由

本区教育委員会教育長は、公益財団法人東京都学校給食会の評議員として令和8年6月25日から令和9年度定時評議員会の終結の時まで委嘱されており、その間に年2回程度会議が開催される予定である。

委員として会議に出席するに当たり、本会議の支払基準に基づき報酬を得て事務従事することから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第11条第7項に基づき、教育委員会の許可を受ける必要がある。

2 従事内容等について

- (1) 出席する会議名
- (2) 公益財団法人東京都学校給食会
- (3) 開催回数
委嘱期間内に年2回程度開催予定
- (4) 従事内容
本会議に評議員として出席予定
- (5) 報酬額
日額20,000円

【参考：根拠条文】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第11条

7 教育長は、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

議案第44号

令和8年度東京都教員育成協議会での墨田区教育委員会教育長の
事務従事に係る許可について

上記の議案を提出する。

令和8年8月20日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり許可する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定に基づき、本区教育委員会教育長が報酬を得て事務従事することについて、教育委員会の許可を受ける必要がある。

令和８年度東京都教員育成協議会での墨田区教育委員会
教育長の事務従事に係る許可について

1 理由

本区教育委員会教育長は、令和８年度東京都教員育成協議会（東京都主催）の委員として第１回開催日（９月１４日開催予定）から令和９年３月３１日まで委嘱される予定であり、その間に年２回程度会議が開催される予定である。

委員として会議に出席するに当たり、本会議の支払基準に基づき報酬を得て事務従事することから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第１１条第７項に基づき、教育委員会の許可を受ける必要がある。

2 従事内容等について

（１）出席する会議名

令和８年度東京都教員育成協議会（東京都主催）

（２）開催回数

委嘱期間内に年２回程度開催予定

（３）従事内容

本会議に委員として出席予定

（４）報酬額

１時間当たり１２，２００円

【参考：根拠条文】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第１１条

７ 教育長は、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

議案第45号

令和9年度特別支援学級用教科用図書採択について

上記の議案を提出する。

令和8年8月20日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり採択する。

(提案理由)

学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第139条の規定により、墨田区立小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書を採択する必要がある。

令和9年度特別支援学級用教科用図書採択について

1 採択の時期

墨田区立小・中学校特別支援学級の教科用図書について、毎年当該教科用図書を使用する前年度の8月31日までに、墨田区教育委員会が採択する。

2 採択の原則

特別の教育課程を編成し指導する特別支援学級においては、検定教科書又は文部科学省著作教科書を使用することが原則であるが、教科により当該学年の検定教科書又は文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合は、これらに替わる適切な一般図書を使用することができる。

(1) 検定教科書を使用する場合

墨田区立学校の通常の学級と同一の検定教科書を使用する。

教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適当でないときは、検定教科書の学年を下げたもの（中学校では小学校用教科書も可）を使用する。

(2) 文部科学省の著作教科書を使用する場合

教科により検定教科書を使用することが適当できないときは、特別支援学校用の文部科学省著作教科書の中から使用する。

当該学年用の文部科学省著作教科書を使用することが適当でないときは、文部科学省著作教科書の学年を下げたもの（中学校では小学校用教科書も可）を使用する。

(3) 一般図書を使用する場合

教科により検定教科書及び文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合は、学校教育法附則第9条による教科書（以下「一般図書」という）を使用することができる。

令和8年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題№		1	事業名	不登校防止対策の充実								主管課		指導室	
執行 計画	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月			
	■校内スモールステップルームの運用			■支援員へのヒアリング					■支援員へのヒアリング			■支援員へのヒアリング			
	■校内別室学級の運用														
	■巡回教員の活用														
	■スクールソーシャルワーカーの派遣	■連絡会の実施					■連絡会の実施					■連絡会の実施			
	■教育支援センター等との連携														
	■現状の把握・分析														
	進捗														
実績	7 月実績 ■校内スモールステップルームの運用 ・校内別室指導支援員による利用生徒の支援 ■校内別室学級の運用（設置校：桜堤中学校） ・在籍人数合計 29 名（内訳：1 年生 8 名、2 年生 11 名、3 年生 10 名） ■巡回教員の活用（桜堤中学校以外の中学校 9 校） ・巡回校への訪問・支援 ・巡回校の支援会議等への参加 ■スクールソーシャルワーカーの派遣 ・学校訪問及びケース対応 ■教育支援センター等との連携 ・教育支援センターとの連絡会（7 月 27 日実施） ・すみだバーチャルサポートルームの運用 ■現状の把握・分析 ・学校訪問時に現状を把握。※ 7 月の人数は口頭で報告。 進捗：○														

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）